

特 殊 健 康 診 断

動 向

平成27年度以降の特殊健康診断に関する主な動向は、

1. じん肺法施行規則及び粉じん障害防止規則の改正（平成27年10月1日施行）：鋳物を製造する工程で、砂型を造型する場所における作業及び砂型を造型する作業が新たに粉じん作業となり、じん肺健康診断の実施が義務づけられた。
2. 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の改正（平成27年11月1日施行）：ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質・特定第2類物質・特別管理物質に追加された。健診項目は、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査のほか、
 - 1) ナフタレン……せき、たん、眼の痛み、皮膚の刺激、皮膚炎等の皮膚所見、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の症状の有無、尿中の潜血検査
 - 2) リフラクトリーセラミックファイバー……喫煙歴及び喫煙習慣の調査、せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、皮膚炎等の皮膚所見、胸部X線直接撮影となっている。

また、この物質は、鉱物の一種であるので、併せてじん肺法の規定が適用される場合があり、注意が必要である。
3. 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の改正（平成29年1月1日施行）：

* オルトロイジンが特定化学物質・第2類物質・特別管理物質に追加された。健診内容は、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、頭痛、めまい、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、尿中の潜血検査、医師が必要と認める場合は尿中のオルトロイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行うこととしている。

現 状

前年と比較して、特殊健康診断の受診団体数は372団体で40団体（9.7%）の減少。受診者数は74,369名から82,197に、7,828名（10.5%）増加している。その主なものは、特定化学物質が5,280名（66.8%）の増で、平成26年の特化則の改正により対象物質が増加したことによるものである。内訳は、エチルベンゼンが340名の増加、クロロホルムほか9物質が5,780名の増加となっている。有機溶剤は938名増加している。規則改正が年度の途中であったので、しばらく経過を見る必要がある。

行政指導によるものでは、VDT業務が10,861名で1,208名（12.5%）増加している。

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化は見られない。

今後の課題

平成28年6月に施行された改正労働安全衛生法により、一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について、リスクアセスメントの実施が義務づけられ、その結果に基づいてリスクの低減措置（危険有害性の高い物質から低い物質に変更する、作業手順の改善、有効な保護具の使用等）を実施することが必要となりました。

平成28年11月17日に開催された化学物質による労働者の健康防止措置に係る検討会の資料によると、今後、次の2物質について検討される。

- ① 3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）：現在、特別管理物質であるが、新たに尿路系の障害に注目した健康診断項目の見直し
- ② 三酸化二アンチモン：新たに、特化則の管理第二物質、特別管理物質として、健康診断の項目の検討

関係の集計表は129頁に掲載